

函館市再生可能エネルギー発電施設の 設置および管理に関するガイドライン(案)の概要

民間企業等による再生可能エネルギー発電事業について、これまで市内で大きなトラブル等は確認されておりませんが、事業の実施にあたっては、景観や騒音、災害リスクなどのほか、森林や河川、動植物の生態系への影響などが懸念されています。

再生可能エネルギー発電事業の実施には、環境との調和や、地域との合意形成が重要ですので、実施に伴う課題を未然に防ぎ、地域との共生を実現していくための指針として、ガイドラインを策定するものです。

はこだて | go
環境ラボ | with eco



再生可能エネルギーは、発電時に温室効果ガス（二酸化炭素）を排出しないことから、地球温暖化対策につながることで広く知られています。

一方で、再生可能エネルギー発電事業の導入にあたっては、周辺環境へ与える影響などの懸念によって、トラブルに発展した事例も確認されています。

再生可能エネルギー発電事業は、周辺環境に十分配慮しながら慎重な検討を行い、自然環境と生活環境との調和を図り、地域との共生を実現しながら進められることが重要ですので、函館市では、再生可能エネルギー発電事業の導入に向けた指針となるガイドラインを策定する必要があると考えています。

⚡ 再生可能エネルギーの特徴

- 発電時に二酸化炭素を排出しないため、温室効果ガスの削減（脱炭素化）に貢献できます。
- 太陽の光や水の流れ、地球内部の熱など、函館市内にもある資源で発電することができます。
- 資源に限りのある化石燃料と異なり、一度利用しても比較的短い期間で繰り返し利用できます。

⚠ 再生可能エネルギー発電事業実施による懸念

大きな利点のある再生可能エネルギーですが、発電事業が不適切に実施されてしまうと以下のようなことが懸念されます。

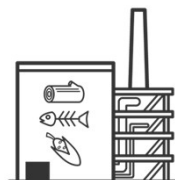
- 樹木伐採などによる自然環境への影響
- 地域に生息・生育する動植物への影響
- 反射光や騒音・振動・低周波騒音などによる生活環境への影響
- 発電施設による景観や眺望への影響
- 土地の形状などが変わることによる防災機能への影響
- 豪雨時の土砂流出など周辺への影響
- 発電施設の倒壊や破損
- 近隣住民などとのトラブルの発生
- 事業終了後の発電施設の放置



地熱発電



水力発電



バイオマス発電



太陽光発電



風力発電

1 対象となる再生可能エネルギー発電施設

太陽光（※出力10kW未満のもの、建物の屋根や壁等に設置するものを除く）、風力、水力、地熱、バイオマスの発電施設

2 法令遵守と特に慎重な検討が必要な区域等(第5条, 第6条)

再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする場合に、国の法律などで一定の制限がある場所を「特に慎重な検討が必要な区域等」として示し、周辺の自然環境や生活環境を守るため、より一層慎重に検討を行うよう事業者に求めます。

具体的な内容:

- 区域等の名称
世界文化遺産（縄文遺跡群）、都市景観形成地域（西部地区など）ほか
- 国の法律や北海道・函館市の条例などを遵守すること

3 配慮事項(第7条)と適切な撤去・処分(第11条)

再生可能エネルギー発電事業を計画・実施する場合に対応が必要と考える事項への配慮を求めるほか、事業終了後の適切な撤去・処分など、責任ある事業運営を事業者に求めます。

具体的な内容:

- 自然環境・生活環境・景観への影響を避けること
- 大雨で土砂が流れ出るなどの災害が起きないように対策すること
- 発電施設に事業者の名前や連絡先を掲出し、緊急時には速やかに対応すること
- 発電事業を終了した場合には、設備を適切に撤去し、できるだけ環境に影響を与えないように処分すること
- 設備の撤去や処分の費用を計画的に確保すること

4 近隣住民や市とのコミュニケーション(第8条, 第9条)

再生可能エネルギー発電事業が地域の理解のもとで進められるよう、事業を計画する場合には、市と事前に協議を行うほか、地域の皆さまに事前に説明を行うなど、地域との良好な関係を構築するよう事業者に求めます。

具体的な内容:

- 事業の計画段階で市と事前協議すること
- 近隣住民等（事業計画地の近所に住んでいる方や、近所の事業所など）に対し、事前に事業内容などを説明すること
- 近隣住民等から要請があった場合は、誠意をもって対応すること

5 発電事業に関する届出等(第10条, 第12条)

事業者に対して再生可能エネルギー発電事業に関する届出を求め、事業の計画や進捗状況を把握するほか、必要に応じて市が助言等を行います。

具体的な内容:

- 事業計画に関する届出（設置工事着手60日前まで）
- 事業計画の変更・事業の廃止等に関する届出（30日前まで）
- 発電設備の設置完了に関する届出（完了後14日以内）
- 事業者の名義が変更となった場合の届出（変更後14日以内）